

これまでの4つの基本検討項目の検討内容及び資料 1の内容をもとに、
大項目、中項目、個別内容について事務局が整理したもの

資料 2

第17回みんなで創る自治基本条例市民会議資料
平成18年2月16日(木)
上越市 企画政策課

条例素案 ... 自治基本条例に定めるべき項目とその内容について、箇条書き程度にまとめたもの (第5回市民会議資料より)

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	「主語」と「述語」について整理する		
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)		
				市民	市	市議 会
				述 語 (~をどうするか)		
				~することが できる	~に努める	~しなければ ならない
(前 文)						
(目 的)		(自治基本条例制定の目的) 第5回市民会議資料より 市民と行政との協働のまちづくりのさらなる 推進を目指すために 市民と行政がまちづくりの理念について共通 の認識を持つ まちづくりの主体が市民であることを確認する 市民と行政の役割と責務を明確にする まちづくりに関する行政の意思決定への市民 参画を制度的に保障する				
(用語の定義)		(市民)：(市民、コミュニティ、NPO、企業) 基本検討項目 「まちづくりの主体(担い手)」 の検討より				
(基本理念、基本原則)		(自治の基本理念、基本原則)				
市民参加 ・参画	基本原則	・市民みんなでまちづくりに参加・参画できる。	(ニセコ町)第 5条：町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 第10条：わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 第11条：満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 第25条：町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。 (杉並区) 第 4条：区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。 第25条：区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。 (大和市) 第9条2：市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 第18条3：執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。			
	意識の醸成	・市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成する。	(ニセコ町)第 2条：まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 第10条3：町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 第12条：わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 第13条：わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。 (杉並区) 第3条2：前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。 (大和市) 第10条：市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。			
	制 度	・市民参加・参画の制度をわかりやすいものにする。 ・市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が 直接まちづくりに参加・参画できる。	(ニセコ町)第22条2：町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 (ニセコ町)第 5条：町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 第21条：町は、審査会、審議会、調査会その他の付属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 第25条：町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。			

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	「主語」と「述語」について整理する				
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)	
				市民	市	市議 会	~することが できる	~に努める
市民参加・ 参画	制 度	・市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できる。	<p>第42条：町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>(大和市) 第9条2：市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。</p> <p>第10条3：執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を促進しなければならない。</p> <p>第10条4：前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。</p>					
住民投票 制度		・住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにする。	<p>(ニセコ町) 第36条：町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <p>第37条：町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</p> <p>第37条2：前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(大和市) 第20条：区長は、区政の重要事項について、あらかじめ区民の総意を把握するために、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>第26条2：前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第27条：区には別項を有する年数満10年以上の区民の総数の51分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>第27条2：区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を發議することができる。</p> <p>第27条3：区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を發議することができる。</p> <p>第27条4：第1項の規定による住民投票の請求の処置等については、地方自治法第114条第2項から第8項まで、第714条の2第1項から第6項及び第714条の三第1項から第3項までを準用する。</p> <p>(大和市) 第30条：市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>第30条2：市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>第31条：本市には別項を有する年数満10年以上の市民は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>第31条2：市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の市民の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>第31条3：市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を發議することができる。</p> <p>第31条4：町長は、第1項又は第2項の規定による請求がのつたときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>第31条5：住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とす</p> <p>第31条6：住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>					
情 報	情報公開	・市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開する。	<p>(杉並区) 第17条：区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>(大和市) 第22条：執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>第22条2：前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。</p>					
	情報提供	・市政に関する情報を、市内外に積極的に提供する。	<p>(ニセコ町) 第3条：わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>第8条：町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>(大和市) 第21条：執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p>					

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの			「主語」と「述語」について整理する		
大項目	中項目	個別内容	主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)		
			市民	市	市議 会	~することが できる	~に努める	~しなければ ならない
情 報	情報入手	・市民が、必要な市政情報を簡単に入手できるようにする。	(ニセコ町)第3条：わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (大和市) 第9条3：市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。					
	情報共有	・市民と市が、市政に関する一元化された情報を共有できるようにする。	(ニセコ町)第2条：まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 第7条：町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (大和市) 第5条：市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。					
	情報交換	・市民と市が相互に情報及び意見を交換できる場を持つ。						
	情報保護	・市民の個人情報を保護する。	(ニセコ町)第9条：町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。 (杉並区) 第18条：区は、区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。 (大和市) 第23条：市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第23条2：執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。 第23条3：前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。					
	情報の区分	・情報の公開及び非公開、報道機関等への情報の提供及び非提供を決める仕組みを明確にする。						
	情報伝達	・市から市民への情報伝達の手段を明確にする。						
市民の 権利、 役割、 責務	権 利	・全ての市民が、平等にまちづくりに参加・参画する権利を持つ。	「市民参加・参画」 - 「基本原則」 - 「市民みんなでまちづくりに参加・参画できる」とほぼ同内容					
		・市民は、意見を全て平等に扱われる。	(ニセコ町)第10条2：わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 第10条4：わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (大和市) 第10条：市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。					
		・市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくる。	(ニセコ町)第10条：わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 第10条3：町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 第12条：わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 第13条：わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。 (杉並区) 第3条2：前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。 (大和市) 第10条：市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。					
	役 割	・市民は、発言と行動に責任を持つ。	(ニセコ町)第12条：わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (杉並区) 第3条2：前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。 (大和市) 第10条2：市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。					
		・市民は、決められたルールを守る。						
		・市民は、市と市議会を監視する。						

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	「主語」と「述語」について整理する				
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)	
				市民	市	市議 会	~することが できる	~に努める
市民の 権利、 役割、 責務	役 割	・市民は、お互いに思いやる。	(ニセコ町)第19条2：町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。 (大和市) 第10条：市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。					
		・市民は、協働の担い手となる。	(杉並区) 第 1条：この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。 第 3条：区民等及び区は、1人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする。 第 5条：区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 第13条2：この職員は、主体の兼任自こしし、区民等との立場に立ち、区民等との協働の促 第20条2：区民等及び区は、協働で職務遂行に努めなければならない。日頃及び情報を共有 相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。					
		・市民は、コミュニティの形成に努める。	(ニセコ町)第15条：わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (大和市) 第12条：市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。					
		・市民は、情報を取捨選択する能力を身につける。						
		・市民は、しっかり納税する。	(杉並区) 第 5条：区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 (大和市) 第10条3：市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。					
	責 務	・市民は、開示された情報については守秘する。	「情報」 - 「情報保護」 - 「個人情報保護する」とほぼ同内容					
		・市民は、自分から必要な情報を得る。	(ニセコ町)第 3条：わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。					
	コミュニティ	あり方	・コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にする。	(ニセコ町)第14条：わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 第16条：町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。 (大和市) 第12条：市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。 第12条2：執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。 第12条3：執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。 第12条4：市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。				
		交 流	・コミュニティ内外の交流を活発にし、絆で結ばれた地域社会づくりをする。					
市の責務	責 務	・市は、情報公開、情報提供を行う。	(ニセコ町)第 7条：町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 第 8条：町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。 (杉並区) 第17条：区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。 (大和市) 第 5条：市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。					

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	
大項目	中項目	個別内容		
市の責務	責 務	・市は、情報公開、情報提供を行う。	第21条：執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。 第22条：執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。	
		・市は、公平な行政運営をする。	(ニセコ町)第 6条：町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 第19条：町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 (大和市) 第18条2：執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。	
		・市は、経営責任を持つ。	(杉並区) 第 7条：区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。 第22条：区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。 (大和市) 第 7条：市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、 用途を決定する財政自治を原則とする 第15条3：市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。	
		・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たす。	(ニセコ町)第 4条：町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 第22条：町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 第22条2：町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 第22条3：町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (杉並区) 第19条：区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。 第23条：区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。 (大和市) 第21条：執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。 第21条2：執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。	
		・市は、市民の生命、財産を守る。		
		・市は、市民の声を組織として受けとめ、市政に反映させる。	(ニセコ町)第 7条：町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (杉並区) 第7条2：区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。 第15条：区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。 (杉並区) 第21条：区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。	
		・市は、常に現場をみて業務を進める。		
		・市は、市民と協働してまちづくりを行う。	「協働」	
		・市は、専門的知識を持つ職員を養成する。	(ニセコ町)第19条2：町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。 (大和市) 第15条4：市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。 第16条2：市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。	

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	「主語」と「述語」について整理する						
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)			
				市民	市	市議 会	~することが できる	~に努める	~しなければ ならない	
市の責務	責 務	・市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供する。	(ニセコ町)第5条：町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 (杉並区) 第25条：区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。 (大和市) 第18条3：執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。							
		・市は、まちづくりの担い手が能力を発揮できる環境や体制を作る。	(杉並区) 第21条：区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。 (大和市) 第21条2：執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。							
		・市は、スピーディーな行政運営、対応をする。	(ニセコ町)第22条：町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 第22条2：町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 第22条3：町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。							
		・市は、自分から進んで地域全体を考えていく。	(杉並区) 第28条：区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の方考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。							
		・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、それらを公開する。	(杉並区) 第8条：区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。							
		・市議会は、市を監視する。	(杉並区) 第9条：区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 (大和市) 第13条2：市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 第13条3：市議会は、保有する個人情報保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。							
市議会の責務	市議会の責務	・市議会は、市民と市の橋渡しになる。	(杉並区) 第8条：区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。							
		・市議会は、市の発展と未来の展望を考える。								
		・市議会は、市民に開かれた議会を心がける。								
		・市議会は、市民全体の代表という意識を持つ。								
		・市議会は、市民の安全・安心を確保する。								
	市議会議員の責務	・市議会議員は、政策を立案する。								
		・市議会議員は、自らの発言と行動に責任を持つ。								
		・市議会議員は、動いて、視て、聞いて、考える。								
		・市議会議員は、選挙における地域との約束を果たす。								
		・市議会議員は、議員活動と議会活動を区別する。								
協働	あり方	・協働の目的、理念、あり方を明確にする。	(杉並区) 第5条：区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 (杉並区) 第25条2：区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。 (大和市) 第3条：この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、 かわさくこしをいふ 第4条：市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。							

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	「主語」と「述語」について整理する					
大項目	中項目	個別内容		主 語 (誰が)			述 語 (~をどうするか)		
				市民	市	市議 会	~することが できる	~に努める	~しなければ ならない
協 働	役割と 責務	・市民と市の役割と責務を明確にする。	(ニセコ町)第1条: この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 (杉並区) 第1条: この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。 (大和市) 第1条: この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めるところにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。						
	信頼関係	・市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築く。	(杉並区) 第25条2: 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。						
評 価	評価への 的確な 対応	・状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行う。	(ニセコ町)第34条: 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 第35条: 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 (杉並区) 第21条: 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。 (大和市) 第20条: 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。						
	第三者 評価	・市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行う。							
男女共同 参画	意識の 醸成	・老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合う。	(ニセコ町)第19条2: 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。 (大和市) 第10条: 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。						
	地域社会	・地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進する。							
財 政	情報公開	・市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開する。	(ニセコ町)第29条: 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できよう十分な情報の提供に努めなければならない。 第29条2: 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 第33条: 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。 (杉並区) 第23条: 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。 (大和市) 第28条: 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。						
	参加・ 参画	・市の財政運営へ市民が参加・参画できるようにする。							
	財政負担	・市と市民の財政負担の分担を明確にする。	(杉並区) 第5条: 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 (大和市) 第10条3: 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。						
	健全財政	・市の財政を健全化させる。	(杉並区) 第22条: 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。 (大和市) 第26条: 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。 第27条: 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。						
環 境	生活環境	・「ゴミを出さない」、「ゴミの再使用」、「ゴミの再利用」をさらに推進する。	(大和市) 第9条: 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。						
	自然環境	・自然環境、景観を保全、保護する。	(ニセコ町) 前文: ~わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。~ (杉並区) 前文: ~武蔵野の面影を残すみどりや水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。~						

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの	参 考 他市町村事例(二セコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	
大項目	中項目	個別内容		
環 境	自然環境	・自然環境、景観を保全、保護する。	(大和市) 前文：～先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、～	
安全・ 安心	防災、 防犯	・あらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにする。	(大和市) 前文：～安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。～ 第9条：市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。	
		・地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をする。 ・災害時の情報が、市民まで正確に伝達される。		
	生 活	・女性や子どもの心と身体を守る。 ・子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行う。		
自治基本 条例の 位置付け、 改正手続	最高 規範性	・自治基本条例を最上位の条例に位置付ける。	(二セコ町)第44条：町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。	
		・他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図る。	(二セコ町)第43条：他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (大和市) 第2条：この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。	
	改正手続	・自治基本条例の改正手続を制度化する。	(二セコ町)第45条：町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 第45条2：町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。	
歴史・ 文化	尊 重	・地域の歴史や文化、伝統、自然などの地域資源を尊重し、守り伝える。	(二セコ町) 前文：二セコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。～ (杉並区) 前文：～武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。～ (大和市) 前文：～先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、～	
	活 用	・これらの地域資源を産業振興、文化振興、観光に活かしたまちづくりを行う。		
人 材	人材育成	・まちづくりのリーダーやコーディネーターを育成する。 ・次世代を見据えたまちづくりをし、後継者を育成する。	(大和市) 前文：～先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、～	
	意識の 醸成	・人を大切にす心や郷土愛、まちづくりに参加する意識を育てる。		
交 流	地域間 交流	・市内各区・各地域間の交流を活発化にする。	(二セコ町)第19条2：町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。	
	世代間 交流	・世代間の交流を活発化にする。		
	市外との 交流	・市外との交流を活発にする。	(二セコ町)第38条：わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 第39条：町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 第40条：町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 第41条：町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。 (大和市) 第32条：市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。	
平 等	まちづくり	・全市的に平等なまちづくりを行い、地域格差を是正する。 ・各地域の特色を活かす。	(二セコ町)第16条：町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。	
条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		条例に定めるべき項目の内容について、	参 考	「主語」と「述語」について整理する

(順番は別冊資料 2の 基本検討項目 の表を基準)		箇条書き程度にまとめたもの	他市町村事例(ニセコ町、杉並区、大和市)の条文のうち、 内容的に関連すると思われるもの	主語(誰が)			述語(~をどうするか)		
大項目	中項目	個別内容		市民	市	市議会	~することができる	~に努める	~しなければならない
平等	まちづくり	・各地域の特色を活かす。	(大和市) 第12条2: 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。						
	対等	・市民と市は、対等な関係を持つ。	(杉並区) 第25条2: 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。						
			(大和市) 第3条: この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。						
	人権尊重	・市民と市は、信頼関係を持つ。	(杉並区) 第25条2: 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。						
			(ニセコ町)第10条2: わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。						
		・あらゆる差別をなくし、人権を尊重する。	(大和市) 第10条: 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。						
	・ハンディを抱える人や老人、子どもを大切に する。	(ニセコ町)第10条2: わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。							
都市内 分権		・地域自治区のあり方を含めた都市内分権の あり方を明確にする。							